

「神戸大学響友会・会則」

- 第一条（名称） 本会は神戸大学響友会と称する。
- 第二条（事務所） 本会の事務所は神戸大学交響楽団内に置く。また別に東京支部を置くことが出来る。
- 第三条（目的） 本会は会員相互の親睦を図り、神戸大学交響楽団の音楽活動に協力し、かつこれを援助する事を目的とする。
- 第四条（会員） 本会の会員は過去に神戸大学交響楽団およびこれに関連する音楽団体に在籍した者とする。
- 第五条（組織と運営） 本会は前条で定められた会員で構成され、会員総会（以下「総会」と言う）とスタッフ会議によって運営される。総会は年1回開く。総会は本会運営の意思決定をするとともに、会員親睦の機会とする。スタッフ会議は総会で定められた方針に従い、本会を具体的に運営する。なお、特別の場合には、会長が臨時総会開催を召集できる。
- 第六条（スタッフとスタッフ会議）
- ① 本会を円滑に運営するため、スタッフ及びサブスタッフを置く。スタッフは総会で選出（承認）され、各々の職務を分担する（細則1）。スタッフの中から会長1名及び監査役1名を選任する。なお、総会決議により、名誉会長ならびに顧問を置くことが出来る（細則2）。
 - ② 監査役以外は各職務の兼任を可とする。
 - ③ スタッフ会議は、原則としてスタッフで構成するが、議題によってはスタッフ以外の関係者が参加することも可とする。
 - ④ スタッフ会議は必要に応じ、細則1に定める事務局長あるいは会長がその都度召集する。
- 第七条（スタッフの任期）
- 本会スタッフおよびサブスタッフの任期は3年とするが、その後は退任しない限りは1年毎に自動延長される。
- 第八条（決議）
- 総会の決議は出席会員の過半数の賛否によって決定される。
スタッフ会議の決議は出席スタッフの過半数の賛否によって決定される。
ただし、委任状または代理人をもって出席に代えることが出来る。
- 第九条（会計）
- ① 本会の経費は会員から拠出される年会費及びその他収入により賄う。
 - ② 年会費は会員1口 5000円とする。但し卒団後2年間は1口 2000円とする。
 - ③ 会計年度は「その年の4月1日から翌年の3月31日まで」とする。
- 第十条（会則の変更） 会則の変更は総会で決定する。
- 第十一条（行事への支出及び公式広報手段）
- ① 響友会会計より支出を伴う行事（響友フェスタやアンサンブル大会など一般会員の参加によるものを指し、スタッフ会議等の運営業務は除く）を行なう場合は、スタッフ会議の承認を得なくてはならない。

- ② 上記行事を行なう場合は会員の参加を広く募るため、2つ以上の公式広報手段により事前に参加募集を行なうものとする。
- ③ 以下の3つを公式広報手段とする。
 - ・あ・てんぼ
 - ・ホームページ
 - ・メールマガジン

付記 本会則は2024年2月18日神戸大学出光佐三記念講堂における総会で改訂が承認された。

「神戸大学響友会会則・細則」

- 細則1. スタッフの職務について以下の通り定める。
- ① 会長 本会を代表し、会務全般を総括する。
 - ② 監査役 本会の会計処理全般及び運営状況全般につき適宜監査し、年次決算報告時に監査報告を行なう。
 - ③ スタッフ 副会長、事務局長、会計及び名簿管理、HP、あ・てんぼ、メルマガ、並びに各種行事・会合など必要に応じ職務を分担する。
 - ④ サブスタッフ
重要職務担当スタッフに事故あるときに備えて、同スタッフを補佐する目的でサブスタッフを置くことができる。
サブスタッフは担当職務以外のスタッフ業務には参加自由とする。
- 細則2. 名誉会長 永年会長職をつとめた会員に称号として贈る。
顧問 会員以外で特に本会の運営に必要とする方を顧問として迎えることが出来る。
- 細則3. 行事 各種行事は本会の慣行・慣例に従って行い、行事の趣旨に則り創意工夫して、意義あるものにする様に努める。

付記 本細則は2024年2月18日、神戸大学出光佐三記念講堂における総会で改訂が承認された。